

・第**5**編

その他の災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

町内における年間の最深積雪の平年値は、約35cmであるが、まれに見られる大雪は、湿雪の場合が多く、一時的に交通及び電気・通信施設に被害を及ぼしている。

町は、雪害に対する予防活動の円滑な推進を図り、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持に資するため、主要幹線道路等の交通確保等を図り、雪害予防に万全を期する。

具体的な活動については、「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を使用し、本文中の「風水害」の表記を「雪害」に読み替えて使用するとともに、特筆すべき事項については以下に記載した。

1 雪害に強いまちづくり

- (1) 町は、関係機関と連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。
- (2) 町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的、計画的に推進する。
- (3) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

2 道路交通の確保計画

- (1) 町は、冬期における住民の安全と道路交通を確保するため、除雪の計画を定め、除雪体制を整える。特に雪害時（災害対策本部を設置する基準に達する降雪）は、町内の道路、公共施設、バス路線及び住宅等の立地状況を勘案し、効率的な道路除雪体制を実施するよう努める。
- (2) 町は、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、他の道路管理者との連携の下、主要幹線より順次除（排）雪を実施する等迅速・適切に対応するよう努める。
- (3) 除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (4) 通学路の除雪については、学校関係者、地元自治会及び関係機関等の協力を得て実施する。
- (5) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他の関係機関と連携

して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

- (6) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

3 電気・通信の確保

電気及び通信は、地域住民の日常生活の安定と産業経済活動等生活の根幹をなすものであり、雪害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きいものとなる。そのようなことから、停電等の被害を最小限にするため、関係機関の協力により電気・通信の早期回復、安定確保を図るとともに、住民も長時間の停電等に備え、電気がなくと対応できる防災関連備品の備蓄に努める。

4 農林産物対策計画

佐久農業改良普及センター、佐久浅間農業協同組合等の協力を得て、雪害による農林産物の被害、ハウス施設の損壊を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行う。

5 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 雪害に関する普及・啓発

ア 雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができ、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。そのため、最新の気象情報を自らも取得するよう注意を促し、降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図る。

イ 過去の状況から別荘地域においては、雪害により一定期間外出が困難となる可能性がある。そのようなことから平常時から地域周辺の状況を自ら把握し、食料品については、7日程度備蓄するなど、住民においても雪害に備えるよう努めなければならない。

(2) 自主的な除雪活動等の普及

ア 町は、住民、自治会等による自主的な除雪について啓発するとともに、地域での除雪体制構築について、平常時から検討していく。

イ 町は、除排雪に伴う事故や融雪時における屋根からの雪の落下等による人身事故の防止の注意喚起についても住民に対して周知を図る。

第2節 災害応急対策計画

雪害が発生し又は発生するおそれがある場合、町は、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

具体的な対応については、「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を使用し、本文中の「風水害」の表記を「雪害」に読み替えて使用するとともに、特筆すべき事項については以下に記載した。

1 警報等の伝達活動

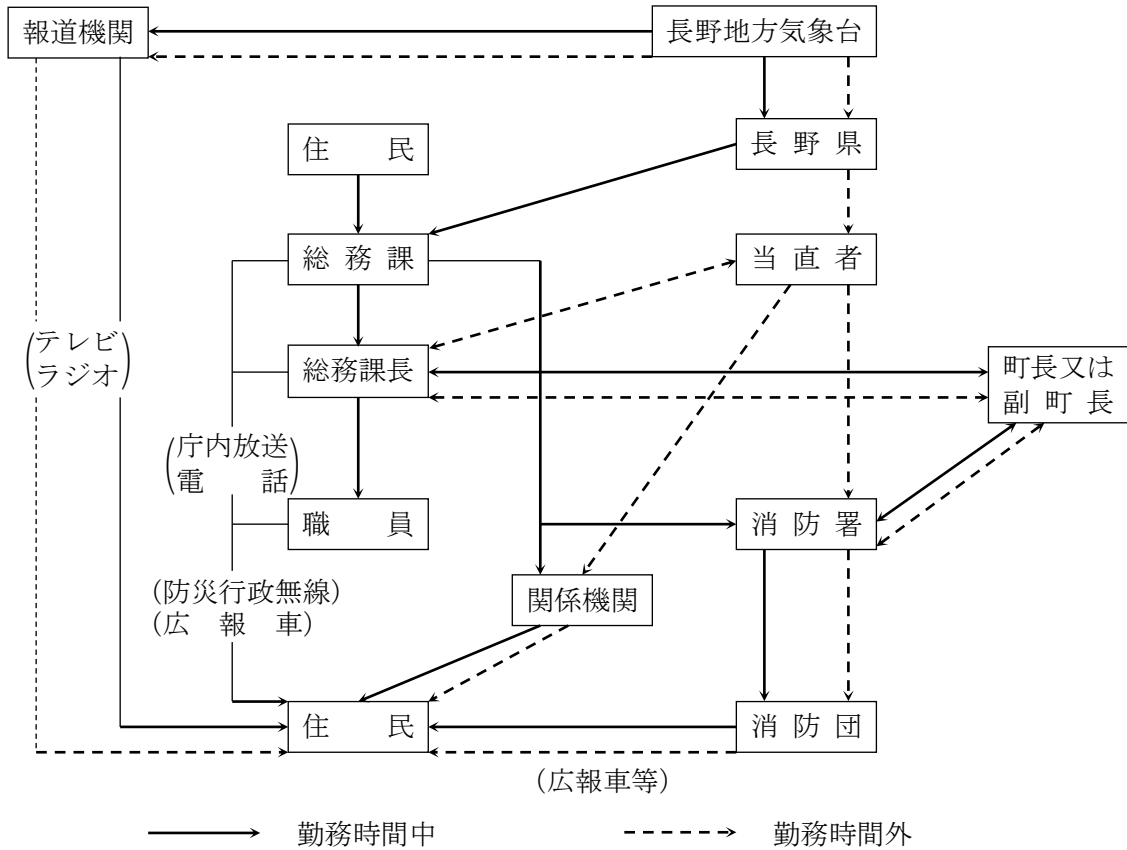
長野地方気象台から発表される雪に関する気象注意報・警報等に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

(1) 長野地方気象台の雪に関する気象注意報及び警報等の発表基準

(令和2年8月6日現在)
(発表官署 長野地方気象台)

軽井沢町	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	佐久地域	
警報	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
注意報	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	

(2) 伝達系統



2 動員配備基準

第1 警戒配備	配備基準	1 暴風雪・大雪警報のいずれかが発表されたとき。 2 その他、町長が必要と認めたとき。		
	人員基準	参集	担当課	総合政策課 秘書係長
			総務課	行政総務係長・防災係長
			住民課	住民係長
			観光経済課	農林振興係長
			地域整備課	道路河川係長・道路補修係長
			消防署	当直者対応
		配備内容	情報収集・連絡活動を主として対応する。	
	待機	担当課	観光経済課 観光商工係長	
		上下水道課	水道施設係長・下水道施設係長	
住民課		交通政策係長		
保健福祉課		福祉係長		
こども教育課		学校教育係長・児童係長		
配備内容	災害の状況により、総務課長の判断で速やかに参集できる体制で待機する。			

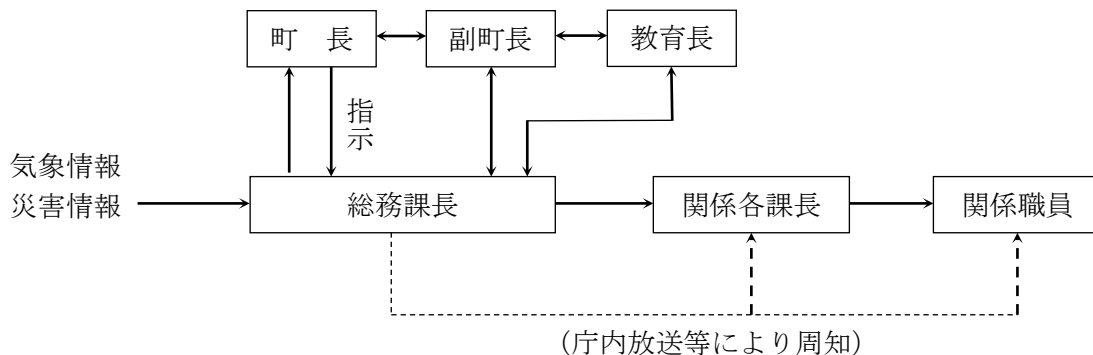
	配備職員	<ul style="list-style-type: none"> ・対応状況に応じて、担当課長の判断により、必要な職員を指名して対応する。指名されない職員においても状況により自宅待機とする。 ・担当課以外の職員については、所属課長等の了解を得て、参集とする。 	
	その他共通事項	災害の状況に応じて、第2配備（非常配備）に移行し得る体制とする。	
第2配備 (非常配備)	配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 降り始めからの降雪量が40cmを超え、さらに降雪が予想される時。 2 局地的な災害が発生したとき。 3 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。 4 その他、町長が必要と認めたとき。 	
	配備内容	情報収集・連絡活動のほか、局地的な災害に対しては即座に対応できる体制とし、状況に応じた災害応急活動がおおむねできる体制とする。	
	人員基準	担当課	各課
	配備職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 課長、課長補佐、係長及びその他担当課長の判断による関係職員 2 町各施設職員（施設の必要に応じて各施設に参集） 	
災害対策本部	配備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 降り始めからの降雪量が60cmを超え、さらに降雪が予想される時。 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 局地的な災害であっても被害が甚大であるとき。 4 その他、町長が必要と認めたとき。 	
	配備内容	町の全機能をもって当たる体制とし、状況に応じた災害応急活動ができる体制とする。	
	人員基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 全職員 2 町各施設職員（各施設に参集） 	

3 動員配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

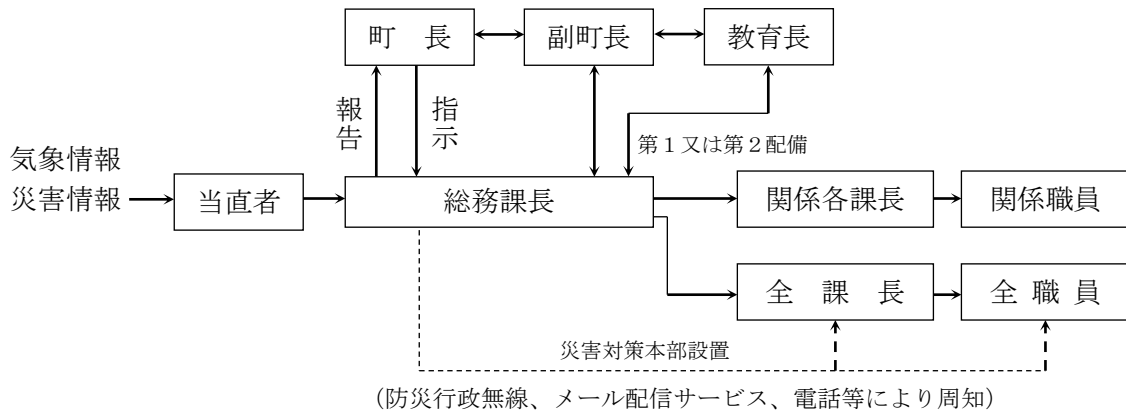
ア 総務課長は、気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、関係各課長（課長とは、課長、事務局長、事務長をいう。）に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。

イ 関係各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



(2) 勤務時間外

- ア 当直者は、気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに総務課長に報告をする。
- イ 当直者より報告を受けた総務課長は、町長、副町長及び教育長に報告をし、その指示により、第1配備又は第2配備の場合は、関係各課長に、雪害による災害対策本部設置の場合は、全ての課長に動員配備指令を伝達する。なお、災害対策本部設置をする際には、防災行政無線、メール配信サービス、電話等により、その旨を職員及び住民に周知する。
- ウ 各課長は、総務課長より動員配備指令を受けたときは、配備すべき職員に対し、動員配備指令を伝達する。



4 交通の確保

(1) 除雪体制の確立

町は、町道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、他の道路管理者と連携を図り、連絡調整を行う。

(2) 除雪開始時期

交通に支障をきたすおそれがあると認められるとき（具体的には、積雪が10cmに達したとき）。

(3) 除雪路線

町は、町道の交通確保のため、町除雪委託業者と連絡を取り、迅速に除雪を実施する。なお、雪害時は、各復旧対応段階に応じて、計画的に除雪・排雪を行うこととする。

段階	雪害時の除雪工程
1	町道主要幹線を中心とした優先路線の1車線分除雪（適宜待避所設置も含む）
2	バス路線及び雪捨て場へ通じる路線の排雪（2車線確保） 住宅地の町道の1車線分除雪
3	町道主要幹線を中心とした優先路線の排雪（2車線確保） 別荘地の町道の1車線分除雪

4	私道の1車線分除雪
5	住宅地の町道の排雪
6	別荘地の町道の排雪
7	私道の排雪

(4) 通学路の除雪

雪害時における児童・生徒の通学路（歩道）の除雪については、町が中心となり、学校関係者、地元自治会及び関係機関等の協力を得て、実施することとする。

5 住民による除雪活動等

- (1) 住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。
- (2) 雪害時は、特に要配慮者の自宅周辺においては、通路の確保についても思うように進まない可能性がある。そのため消防団、周辺住民、地元自治会及び自主防災組織を中心に除雪の実施について協力を呼びかけることとする。

6 交通の規制

雪崩の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じその区間の通行禁止又は規制を行う。

第2章 航空災害対策

第1節 災害応急対策計画

町は、航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 町は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の一次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに佐久地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

町は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、予測される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

町は、災害の規模等により、町の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

3 捜索、救助・救急及び消火活動

(1) 捜索活動の実施

町は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防本部と消防団との連携による捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第

2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や小諸北佐久医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

第3章 道路災害対策

第1節 災害応急対策計画

町は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

1 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる被害状況の調査を行い、県に報告する。

2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

4 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県への応援を要請する。

5 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

(1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は防災行政無線、メール配信サービス、ホームペ

ージ、広報車等により広報を行う。

6 救助・救急、消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急、消火活動を実施する。

第4章 鉄道災害対策

第1節 災害応急対策計画

町は、大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び住民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 町、県、JR東日本及びしなの鉄道は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、町及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

- (1) 広域応援体制
 - ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
 - イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。
- (2) 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救急・救助・消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

町は、県、JR東日本及びしなの鉄道と緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、住民家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第5章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、町は、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 規制及び指導の強化

町は、火災予防上の観点から消防本部の協力を得て事業所の実態を把握し（資料12参照）、以下の指導を行う。

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(7) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(4) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

〔危険物取扱事業所〕

(1) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努める。

(2) 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安全管理技術の向上に努める。

(3) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備する。

(4) 危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 消火資機材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材について、消防本部を中心にその整備を図る。

(2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

(3) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

(3) 給水車、給水タンクの整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備する。

第2節 災害応急対策計画

町は、町域に危険物等災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

1 応急活動体制の確立

町は、危険物等災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、防災行政無線、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

〔危険物等取扱事業所等〕

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防機関、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。
- (2) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地の状況を佐久広域連合消防本部及び警察等に連絡する。

第6章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、町は、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 防火思想の普及

- (1) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (2) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の育成を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

- (1) 火の後始末の徹底
- (2) 防火線・防火樹帯の設置
- (3) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (4) 火入地ごしらえ、焼畑等にあっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立
- (5) 火災多発期における見回りの強化
- (6) 消火のための水の確保等

3 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (2) 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (3) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

4 火入対策

林野火災危険期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (1) 森林法及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

- (4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

5 予防資機材及び初期消火機材並びに消防施設の整備

- (1) 林野火災発生危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (2) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- (3) 防火管理道の開設、防火線、防火帯の設置及び防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (4) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火資機材の整備を図る。

6 特別警戒の実施

林野火災は、早期発見が難しく、気象状況により消防活動に大きく影響を与えることから、4月、5月、乾燥期に、消防団、消防署による特別警戒区域のパトロールを実施する。

7 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災警報

町長は、気象官署が発表する火災気象通報を受けた場合において、気象状況により林野火災発生危険があると認めるときは、消防法第22条に基づき、火災警報を発令する。

(2) 伝達系統

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防本部、森林管理署へ通報するとともに、住民に周知徹底を図る。

また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

第2節 災害応急対策計画

町は、気象状況等により林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 出火の発見・通報

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に当たる。

2 応急活動体制の確立

町は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防本部と連携をとり、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 消火・救助活動

町及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 効果的地上消火の実施

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第2編第2章第5節「ヘリコプターの活用計画」に基づく消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(3) 要救助者の救助

消防機関等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

4 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町は、警察及び消防本部等と連携して、林野火災発生のお知らせを受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、森林内滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

5 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

7 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。